

安城市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第23号

安城市道路占用料条例の一部を改正する条例

安城市道路占用料条例（昭和56年安城市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「950」を「990」に、

「850」を「880」に、

 を

 に、「83

0」を「860」に、「510」を「530」に、「1,700」を「1,800」に、「720」を「740」に、「2,400」を「2,200」に改め、同表

法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中

 を

に、「77」を「79」に、「100」を「110」に、「150」を「16

0」に、「200」を「210」に、「360」を「370」に、「510」を「530」に、「1,000」を「1,100」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「17」を「18」に、「850」を「880」に、「510」を「530」に、「1,700」を「1,800」に改め、同表法第32条第

1項第4号に掲げる施設の項中「1,700」を「1,800」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「0.005」を「0.004」に、「0.008」を「0.006」に、「0.01」を「0.007」に、「1,200」を「1,100」に、「710」を「660」に、「1,700」を「1,80

0」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中

24
240

を

22
220

に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以

下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「240」を「220」に、

「2,400」を「2,200」に、

24

を

22

に、

「1,200」を「1,100」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「240」を「220」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「170」を「180」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。